

河川管理を通じた論点（案）

第 1 回会合では、まず具体的な政策分野として河川管理を取り上げ、それから道州制の検討に当たっての課題や問題点等についてあぶり出すこととする。

I 河川管理における現状と課題 【資料 2-2 参照】

- ガバナンスについて
 - ◆ 国は流域府県や市町村の意見を聴く仕組みは設けているが、十分機能しているとは言えず、流域住民の意思を反映した河川管理はなされていないのではないか。
- 縦割り行政について
 - ◆ 河川の中だけではなく、水田や森林などを含む循環する水全体をとらえた河川管理が求められているのではないか。

II 河川管理を通じた論点 【資料 2-3 参照】

1 国と地方の役割分担

- 引き続き国が担うべき役割とは何か。
 - ◆ 水の循環は基本的に流域内で完結するので、国の関与は最低限とし、全国的に統一すべき事項は河川の定義や水質の環境基準などに限定されるのではないか。
 - ◆ ナショナル・ミニマム（国民の生命・財産の保護）の観点から、河川管理手続きや河川管理施設の構造などにおいても、引き続き全国的に統一すべき基準があるのではないか。
 - ◆ 現在の法体系そのものが、省庁ごとのタテ割り行政を反映したものであり、水循環をトータルでとらえた河川管理を実現するには、新たな法律が必要になるのではないか。
 - ◆ 複数の道州を跨ぐ河川は、引き続き国が管理することとするのか。
（河川流域の境界に沿って道州の区割りを行えば、全ての一級河川を道州が管理することは可能。但し、現行の管轄区域を分割される府県や極めて大きな道州が生じる可能性あり）
 - ◆ 歴史的に県単独では対応できなかった国直轄工事を、道州（基礎自治体）単独の対応に委ねることは可能か。

- 道州と基礎自治体の役割分担をどうするのか。
 - ◆ 現在の府県が担う権能（一級河川指定区間の管理、二級河川の管理）を基礎自治体に移譲すべきではないか。
 - ◆ 移譲する場合、市町村自身の機能強化が必要になるのではないか。そのための具体的な手段として、どのようなものが想定できるのか。
 - ◆ 流域が複数の基礎自治体に跨る場合、その調整をどうするのか。
 - ◆ 基礎自治体に一律に河川管理を義務づけるのではなく、その能力と意思に応じて権限の移譲や道州（府県）による補完などを検討してはどうか。
 - ◆ 道州の施策と基礎自治体の施策の間で整合性を維持するため、何らかの仕組みが必要となるのではないか。

2 統治機構全体のあり方

- 国会や中央省庁の見直しも必要になるのではないか。
 - ◆ ナショナル・ミニマム（生命・財産の保護など）の観点から、河川管理手続きや河川管理施設の構造などにおいても、引き続き全国的に統一すべき基準があるのではないか（再掲）⇒ 参議院を地方代表院とするなど、国の意思決定に地方の意思を反映する仕組みが必要になるのではないか。
 - ◆ 現在の法体系そのものが、省庁ごとのタテ割り行政を反映したものであり、循環する水全体をとらえた河川管理を実現するには、新たな法律が必要になるのではないか（再掲）⇒ 中央省庁の再編をすべきではないか。
- 道州や基礎自治体の組織についても、現行法にとらわれず柔軟に考えるべきではないか。
 - ◆ 上流（中山間地）と下流（人口稠密地）の利害調整を公平に行うには、意思決定過程において単純に多数意見（都市部の意見）を尊重するだけでは足りないのではないか ⇒ 議会の構成や選挙制度のあり方も併せて検討すべきではないか。

3 税財源・財源調整のあり方

- 河川管理において望ましい財源負担のあり方とはどのようなものか。
 - ◆ 流域全体で合意が出来れば、流域自治体の負担金で財源を賄うことも可能ではないか。
 - ◆ 流域全体で受益と負担のバランスを図るためにも、流域全体で課税をして、必要な箇所に重点的に投資することが合理的ではないか ⇒ 道州による一貫管理。
 - ◆ ナショナル・ミニマムの観点から、国民全体で負担することが合理的ではないか ⇒ 国による垂直調整、道州間の水平調整。
 - ◆ 災害時の対応や技術的に管理が極めて困難な河川など、国による直接的な財政負担も想定すべきか。